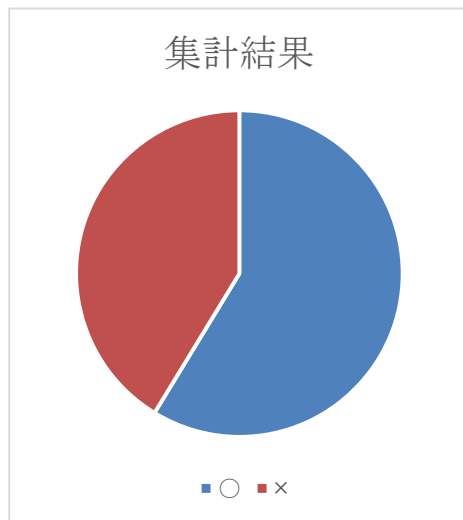


問1

泊まり運行など遠隔地で行う始業・終業点呼の記録は、点呼実施状況の記録に加え、「アルコールチェックの様子を撮影した画像」及び「運転者の音声記録」があれば問題ない。

正答：×

解説：遠隔地での電話点呼においては、アルコールチェックの様子を写真撮影し、点呼実施者及び運転者**双方のやり取り**を録音する必要がある。【講習資料 pp.50-51】



貸切バス事業者の安全対策の強化

点呼の様子を動画保存

○保存期間 90日間

○1日の乗務の前後等を実施している**点呼では**、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、**その様子の一部始終を動画で撮影・保存**してください。

○映像と音声の両方記録できること、運転者を識別できることが必須です。

○**電話点呼の場合は**、点呼実施者・運転者**双方のやり取りの録音のみ**でOKです。

アルコールチェックの様子を撮影保存

○保存期間 90日間

○**点呼の動画内で、アルコールチェック時の運転者の顔が容易に識別できる場合は、改めての写真撮影は不要**です。

○正しいアルコール数値を計測するために、メーカーが指定する測定方法を守りましょう。

○検査中の運転者の顔が容易に確認できない**電話点呼の場合、顔写真を撮影・保存することが必須**ですが、ドライブレコーダーによるアルコールチェック時の映像で代えることも可能です。

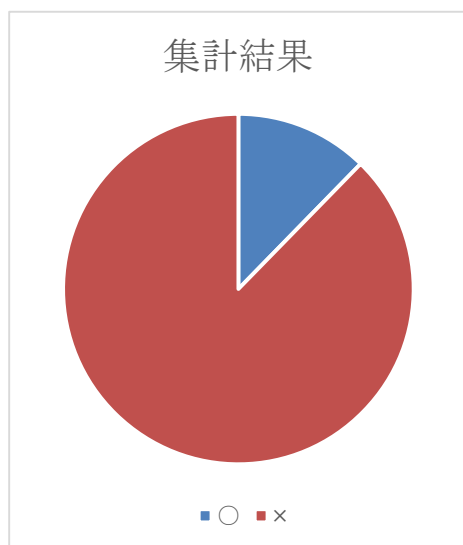
問2

手書きの点呼記録を一週間以内にスキャンして、電子ファイルを一年間保存した。

正答：×

解説：点呼記録は点呼を実施した日から一週間以内に電子ファイル保存が必須であり、当該記録の保存期間は**3年間**となる。

なお、電子ファイル保存については、必ずしもシステムを導入する必要はなく、手書きの点呼記録をスキャン（スマホ等での写真含む）して保存、表計算ソフトをPDF等で保存するといった対応でも問題ない。【講習資料 p.52】



貸切バス事業者の安全対策の強化

保存期間を3年に延長

○保存期間 3年

○運送引受書、手数料額を記載した書類、業務記録、運行指示書、点呼の記録は**令和6年4月1日分以降は保存期間が延長**されます。

○**点呼の記録**に関しては、**電子ファイル保存が必須**となっております。

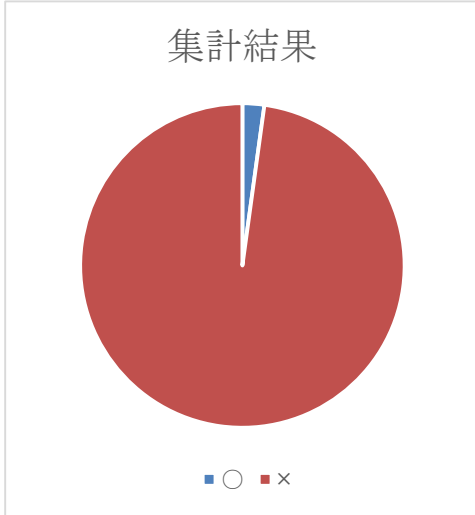
○システムの導入は必須ではなく、紙媒体に記録したものをスキャンして保存する、表計算ソフトで作成したものをPDF等のデータで保存するなどの対応でも問題ありません。

問3

長い下り坂ではフットブレーキを多用し、スピードが出すぎないように注意すべきである。

正答：×

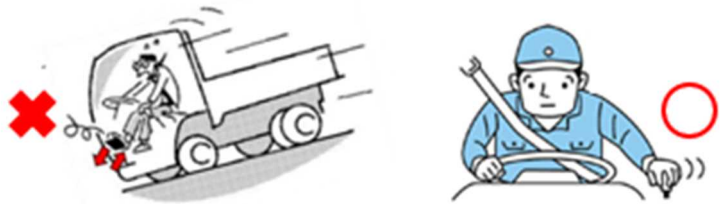
解説：長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなる可能性があるため、低速のギアを用いて、エンジンブレーキや排気ブレーキを活用し、フットブレーキを踏みすぎないように注意が必要である。【講習資料 p.20】



指導・監督マニュアルの改正概要(令和5年1月6日改正)

① 坂道での適切な運転操作(バス、タクシー、トラック)

- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



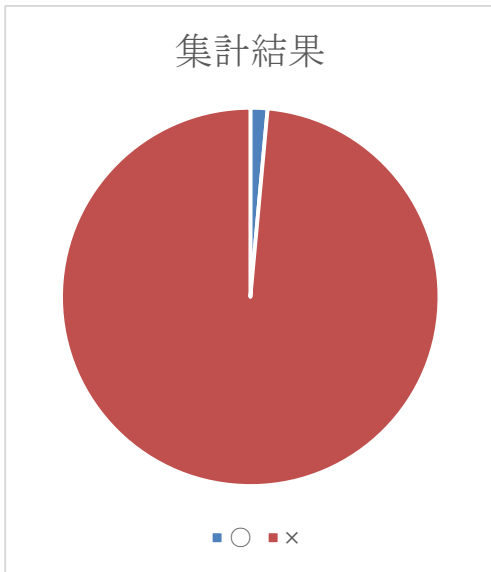
問4

点呼を実施する際に、アルコール検知器使用時の画像を記録しているのに、点呼の実施状況も確認がとれていると思い、動画の保存を実施せず、アルコール検知器使用時の画像のみ保存していた。

正答：×

解説：重大事故を起こした事業者の多くが点呼の未実施など運行管理が不十分であったことから、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理を実施するため、点呼の実施状況の動画を記録し保存しなければならない。監査等で記録の確認が取れない場合は、行政処分の対象にもなり得る。

【講習資料 p.50】



貸切バス事業者の安全対策の強化

点呼の様子を動画保存

○保存期間 90日間

○1日の乗務の前後等を実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

○映像と音声の両方記録できること、運転者を識別できることが必須です。

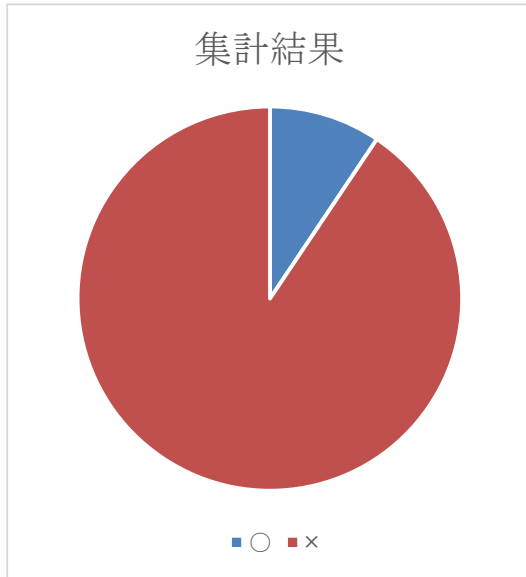
○電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。

問5

初任運転者に対して、指導監督指針第2章2(2)に定められている事項の、①～⑥について20時間、⑦の実技指導について10時間の合計30時間を実施したため、事業用自動車の運転者として選任した。

正答：×

解説：①～⑥について10時間以上、⑦の**実技指導について20時間以上**の合計30時間以上の指導が必要となる。なお、あくまで最低限度の時間であるため、必要な技能及び知識を十分に習得していると判断できる段階まで実施するべきである。【講習資料 pp.14-15】



3. 貸切バスの運行再開時における輸送の安全確保の徹底

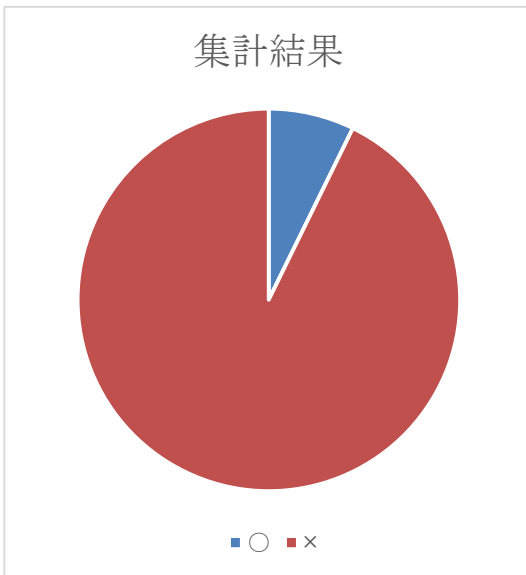
	指導内容	指導時間
① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項	道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等(運行指示書の遵守を含む。)を理解させるとともに、事業用自動車に安全に運転するための基本的な心構えを取得させる。	①から③まで合計10時間以上
② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。この場合において、当該運転者が 実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。	
③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況に応じて、 シートベルトの着用を徹底させること その他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
④ 危険の予測及び回避	道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながる恐れのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法を指導する。また、当該運転者が 実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。	①から⑥まで合計10時間以上
⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、 当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる恐れがあること について説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。	
⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	この 安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録 により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて正のために必要な指導を行う。	
⑦ 安全運転の実技	実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、 当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗により指導する。	20時間以上

問6

北海道運輸局管内において平成30年度以降に確認された法令違反事項別の処分件数で、最も違反件数が多かったのは乗務記録に関する事項である。

正答：×

解説：違反事項として最も多かったのは処分件数23件の、「**運賃料金届出違反**」と「**乗務員台帳**」に関する事項である。【講習資料 pp.45-47】



5. 最近の監査及び行政処分

運賃料金届出違反

- ・届出運賃の下限を下回る運賃を収受していた。
- ・一日単価で見積もり、一日ごとに切上げ切捨てをしていたため、運賃が下限を下回っていた。
- ・旅行会社に法外な手数料を支払ったため、運賃又は料金の割り戻しにあたった。

乗務員台帳

- ・バスに乗務する機会が稀な社員について、乗務員台帳が作成されていなかった。
- ・乗務員の入れ替わりが激しく、台帳作成がなされていないものがあった。
- ・乗務員台帳の必要記載事項に空欄があった。